平成２７年（フ）第１３２９号
さいたま市西区大字土屋357番地28
債務者　石原　昌夫
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３０号
さいたま市西区大字土屋357番地28
債務者　石原　貞恵
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８６号
埼玉県蕨市北町５丁目12番35号　ストークマンション南浦和308号
債務者　猪瀬　悦子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９３号
埼玉県川口市大字安行領根岸3132番地
債務者　高橋とし子（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３３号
埼玉県上尾市愛宕１丁目12番15号　エンブレム上尾101
債務者　磯野　陽一
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４５号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４－４－301
債務者　山口　静江
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５４号
さいたま市南区内谷３丁目２番16号
債務者　赤沼　麻衣
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７７号
埼玉県志木市上宗岡３丁目18番47号、旧住所神奈川県座間市ひばりが丘３丁目57番Ａ－202号　エステ・スクエアさがみ野
債務者　小川　　崇
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４１号
埼玉県川口市朝日２丁目18番１号　カーサエムズ203号
債務者　鈴木　清美
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
埼玉県越谷市花田５丁目６番地５　パフィオ105
債務者　戸井田美幸
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２８８号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3081番地10、旧住所埼玉県児玉郡上里町大字金久保689番地３
債務者　伊藤　孝幸
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１５７号
新潟県見附市本所２丁目１番70号
債務者　富取　亮吉
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
新潟県長岡市宮内３丁目14番12号　南棟、前住所新潟県長岡市西蔵王１丁目２番６号
債務者　中静　和行
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
新潟県長岡市宮内３丁目14番12号　南棟、前住所新潟県長岡市西蔵王１丁目２番６号
債務者　中静　淳子
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３５３号
静岡県熱海市熱海1831番地の12
債務者　後藤　武彦
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３７６号
静岡県伊東市松川町４番11号　安立荘２．３Ｆ
債務者　雨宮　芳子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
沖縄県浦添市伊祖１丁目22番６号　メゾンサニースポット　201号
債務者　新里真亜子（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第９号
沖縄県那覇市小禄１丁目４番13号
債務者　前原　明佳
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部